2018年9月6日

Japan tax alert

EY税理士法人

米国・メキシコ、NAFTA再交渉をめぐり二国間合意

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html

エグゼクティブサマリー

2018年8月27日、米国とメキシコは北米自由貿易協定（North American Free Trade Agreement、以下「NAFTA」）の再交渉について二国間で大枠合意しました。合意[1]の内容は特に製造業へ大きい影響を及ぼすものと見られます。合意に基づく協定を発効させるにはカナダを含む三カ国間でも合意して、各国の国内承認手続を踏まえ批准する必要があります。なお、カナダとの合意ができなかった場合は、米国・メキシコの二国間合意のまま二国間貿易協定が発効される可能性も残されています。

1. 詳しくは2018年8月31日付USTR声明、Rebalancing NAFTA to Support Manufacturing（製造業の振興を目指したNAFTAの再均衡）、Strengthening NAFTA for Agriculture（農業の振興を目指したNAFTAの強化）、Modernizing NAFTA to be a 21st Century Trade Agreement（21世紀貿易協定を目指したNAFTAの近代化）をご参照ください

Building a better working world

背景

NAFTAは1994年1月1日発効し、世界で最も大きい自由貿易圏を生み出しました。米国･カナダ･メキシコ間の輸出入に係る関税は段階的に撤廃され、2008年1月1日には関税が完全撤廃されたほか、ほとんどの輸入割当もなくなりました。

当該協定は多くの企業により活用されてきました。しかし、トランプ大統領はNAFTAが米国労働者に不利益を与えているとして、「米国第一政策」の一環として2017年に再交渉及び近代化を要求しました。そして、7回の交渉を経て、先月のメキシコとの大枠合意に至りました。その後、米国及びメキシコは長らく保留されていたカナダを含めての三カ国間交渉を再開しましたが、今後の交渉結果は定かではありません。

二国間合意の内容

米国･メキシコ間の合意では、両国間の輸出入に係る関税の撤廃は維持されるものの、NAFTA税率の適用を受けるために充足する必要がある条件が厳しくなっています。特に自動車産業に対する条件が厳格化されており、現在の域内付加価値率を意味する「原産資格割合」（Regional Value Content、以下「RVC」）の基準が62.5%から75%に引き上げられます。また、自動車に対し40～45%の「労働価値割合」（Labor Value Content、以下「LVC」）の規定も新たに導入されます。これは、原産資格割合の条件を満たしていたとしても、自動車の生産の40%～45%の工程を時給16米ドル以上の労働者が行っていない場合には、NAFTA税率の適用を受けられないということを意味します。

自動車産業以外の条件も厳しくなっています。米国通商代表部（United States Trade Representative、以下「USTR」）は合意について「現行NAFTAおよび環太平洋パートナーシップ（TPP）を超える原産地規則を規定する」と指摘し、これらの規則が化学製品、鉄鋼製品、ガラス、光ファイバーなどにも適用されると説明しました。

上記にもかかわらず、現状の追認事項も多くあります。米国による一部の鉄鋼･アルミ製品に対する通商拡大法232条に基づく追加関税が引き続き適用される一方、現行協定と同様に関税撤廃や通関手数料免除など、相互市場アクセスが確保されます。また、米国が強く希望していた「サンセット条項」（5年ごとに3カ国で協定を承認しなかった場合に協定が廃止される条項）は採用しないことになりました。その代わり、有効期間を16年延長し協定を6年ごとに見直すことになりますが、発効6年後の最初の見直しの際に加盟国が合意した場合はさらに16年間延長されることになります。

前述の製造業に関する規定以外にも、特定の業界に影響を及ぼす条項が盛り込まれています。例えば、バイオ医薬品の情報保護期間を10年間に延長するとともに当該保護の対象品目を拡大するほか、農産品については地理的表示や衛生植物検疫の規格を強化し、紛争解決仕組みを導入します。

今後の流れ

米国の大統領貿易促進権限（Trade Promotion Authority）では、貿易協定締結の90日前には議会へ協定締結意思の通知、60日前には議会に対する条文の提出が義務付けられています。8月31日、トランプ大統領は議会に「11月末までにメキシコと、カナダから同意を得られた場合カナダとも協定を締結する」と協定を締結する意思を通知しました。米国は12月1日のメキシコ政権交代までに承認を目指していると考えられ、9月30日までに協定条文を確定させる必要があります。

企業に求められる対策

企業は再交渉による協定改正の可能性に備えて積極的に対応策を検討していく必要があります。

具体的には、次のような対応が挙げられます。

- 優先的に対応策を検討する必要がある重要品目を特定する（NAFTA活用による関税節減額、売上げ等）
- 特定した重要品目の現行の原産地規則と新たに合意された原産地規則を比較の上、原産地規則変更の影響について確認する
  - 現在の生産工程で新原産地規則を充足することができるか
  - 現在の生産工程で新原産地規則を充足できない場合には、どのような変更を行えば原産地規則を充足することができるかの検討
- 検認増加に踏まえて書類作成･保管などの対応状況
- 出張者の入国についてNAFTA 1.0の活用状況の確認、対応検討等

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

大平 洋一	パートナー	yoichi.ohira@jp.ey.com
原岡 由美	アソシエート パートナー	yumi.haraoka@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。
メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. http://www.eytax.jp/mailmag/ を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

@EY_TaxJapan
最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問･ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人
ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて
EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト･アンド･ヤング･グローバル･リミテッドのグローバル･ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト･アンド･ヤング･グローバル･リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について
EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180906

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp